

移住定住体験ツアー等調査・実証事業業務委託  
仕様書

**1 目的**

広野町では、令和3年3月に策定した「第二期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「広野町移住・定住促進中期戦略」（以下「中期戦略」）に基づき、将来の生産年齢人口の維持を目指し、移住・定住促進に取り組んできた。この中期戦略では、若者世代の経済基盤の安定化や、安心して子育てができる環境づくりを進めることで、移住者の獲得を目指すこととしている。

これまで、東京圏での移住フェアへの出展や、情報発信を通じて広野町の魅力を幅広く伝える活動を実施してきた。これらの取り組みは、広野町への移住を検討するきっかけを提供する上で一定の効果を上げている。一方で、移住希望者が具体的に生活環境や地域の雰囲気を体感できる機会は限られており、移住後の暮らしをイメージしやすくする取り組みも重要である。

そのため、本事業では、情報発信や相談会といった取り組みに加え、広野町内での移住体験ツアーを実施する。このツアーでは、町の子育て・教育環境や生活基盤、地域コミュニティの実情を実際に見て、触れてもらうことで、広野町での暮らしのリアルな魅力を伝えるものであり、移住希望者と地域住民や関係者との交流を通じて、より具体的な移住後のイメージ形成を支援する事業である。

**2 業務の名称**

7 広復企委託第7号 移住定住体験ツアー等調査・実証事業業務委託

**3 業務の期間**

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

**4 業務の内容**

本業務においては、以下の内容に関する企画、調整、実施等の一切の業務を行う。なお、実際の業務の実施に当たっては、広野町と協議の上、最終的に決定することとする。

**(1) 移住体験ツアーの情報発信**

**ア 業務内容**

- (ア) 移住体験ツアーの目的や魅力を的確に伝えるためのプロモーション（ウェブサイト、SNS）で発信する画像や動画、テキストコンテンツを作成する。
- (イ) 移住体験ツアーの特徴（コース内容、魅力的な観察先、広野町の暮らしの魅力など）を具体的に伝える資料を作成する。

- (ウ) ソーシャルメディア広告、地方移住関連の特化型プラットフォームを活用したデジタル広告の配信を行う。

イ 要件

移住体験ツアーを通して移住を促進するため、移住に関心が高い20代～40代の移住関心層を主たるターゲットとする。

(2) 体験ツアー実施業務

ア 業務内容

- (ア) 広野町への移住がイメージできる職住環境を中心に、商業施設、保育施設、教育施設、医療施設、余暇関連施設の視察を含めた1泊2日の移住体験ツアー1回を企画・提案・実施する。
- (イ) 移住体験ツアー先は、広野町がこれまでに交流人口、関係人口を拡大させるために取り組んできたことや、それぞれが抱える課題を踏まえ、移住体験ツアー参加者の移住意欲が高まるような提案を行うこと。なお、実際の移住体験ツアー実施時における行程・内容は、採択後に広野町と協議の上、決定することとする。
- (ウ) 移住体験ツアー参加者への連絡調整、開催案内、日程表の作成・交付を行う。
- (エ) 当日の移動に係るバス（貸切バス事業者安全性評価認定制度における三ツ星認定業者、浜通りの現地集合拠点発着）、訪問先、食事、宿泊について手配・連絡調整、謝金費用の支払いを行う。
- (オ) 移住体験ツアー参加者に対してアンケートの実施と集計を行い、それらを基に各参加者の移住実現に向けた意欲や課題、今後の移住を促進するためのポイント等を検証・分析し、とりまとめる。

イ 要件

- (ア) 移住体験ツアーの1回当たりの参加者は20名程度とし、最少催行人員は15名程度とすること。また、行程管理等に対応するスタッフを同行させること。
- (イ) 移住体験ツアーの参加者から一人当たり5,000円程度の参加料を徴収すること。
- (ウ) 移住体験ツアー参加者の事前承諾のもと、移住体験ツアーの様子を写真や動画により記録（撮影データは、広野町WEBサイトやその他広報資料、本業務の報告書において使用する。）すること。なお、利用についての承諾は予め得ておくこと。

## 5 業務の対象経費

本業務の対象経費は次のとおりとする。なお、本事業では、実際にかかった費用を支払いの対象額とする。なお、実際にかかった費用が契約上限を超えた場合、支払う金額は契約上限額とする。

- (1) 受託業務運営スタッフ賃金、旅費
- (2) 来訪する体験ツアー車両(大型または中型バス)借上代(高速道路通行料を含む。)及び手配に係る経費
- (3) 来訪する体験ツアー参加者の現地まで及び現地での交通費、現地での宿泊費他、行程表記載の経費
- (4) 募集チラシ及び掲出記事内容の作成費
- (5) 体験ツアーの告知・募集等プロモーション活動に関わる費用
- (6) 訪問先等への謝金
- (7) 体験ツアー参加者の意見交換及び会場設置に係る会議室使用料
- (8) 旅行傷害保険料(来訪する体験ツアーの場合)
- (9) 事業管理費
- (10) 消費税及び地方消費税相当額
- (11) その他業務に関連する経費

## 6 その他補足

本仕様書に記載のない事項については、契約予定者決定後、広野町と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。

## 7 準拠する法令

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)
- (2) 福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号)
- (3) その他関係法令及び通則

## 8 成果品

受託者は、本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 業務報告書及び業務報告書に掲載した画像の電子データ(CD-R等) 3部
- (3) 本業務において作成した資料等

※事業報告書には、アンケート結果やその他の調査から、次年度以降のターゲットに関しての分析を実施し提言すること。

その他、本業務にて収集した情報について広野町が求める様式で提出を行う。

## 9 契約に関する条件等

### (1) 広野町との調整

本業務を遂行するに当たっては、広野町と十分調整した上で業務を行い、広野町の指示に従うこととする。

### (2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、参加者等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、広野町からの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

## 10 受託者の責務

### (1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに広野町へ報告すること。

### (2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施に当たり各種法令等を遵守し、広野町の信用を失墜する行為を行ってはならない。

### (3) 法令等の遵守

#### ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

#### イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。

#### ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報が記載された資料については、業務完了後、広野町に返還すること。

#### エ 備品等の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

## 11 業務実施における注意事項

### (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、広野町と協議し進めること。

### (2) 本仕様書に明記されていない事項については、広野町と協議すること。

### (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに広野町に連絡し、受託者の責任において解決を図ること。

- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、広野町と協議し、その指示に従うこと。

## 1.2 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、遅滞なく実施すること。  
受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、広野町と協議のうえ決定すること。
- (3) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむを得ず再委託する必要がある場合は、広野町と協議し、承諾を得ること。
- (4) 受託者は、広野町と定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとすること。
- (6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、広野町に帰属するものとする。
- (7) 本委託業務の受託者は、広野町の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに広野町へ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら広野町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、広野町は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の実地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計実地検査が実施される場合には、広野町に協力すること。